

7 環 衛 第 1 5 号
令和7年 4月 8日

区 長、町 内 会 長
衛生組合長、衛 生 部 長 各 位

福島市長 木 幡 浩
(公 印 省 略)

全市一斉清掃(令和7年春季)について

春暖の候、皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本市の「きれいなまちづくり運動」の推進並びに実践につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では「きれいなまちづくり運動」の一環として、例年市民の皆様は春と秋の年二回清掃を実施いただいております。今年の春季全市一斉清掃日は6月1日(日)とさせていただきますが、実施の可否や作業内容(側溝土砂上げを含む)、日程等については各町内会様の実情に合わせてお決めいただくこととしております。

なお、実施される場合は、安全・衛生面に配慮した服装(長ぐつ・手袋・マスクの着用など)での作業をお願い申し上げます。

また、一斉清掃に合わせて道路側溝等の土砂上げを実施される場合は、裏面に記載した点に十分ご留意くださるよう併せてお願いいたします。

(裏面もご覧ください)

◎『ごみの臨時収集について』

全市一斉清掃により出たごみについては、臨時収集を行います。

収集を希望する場合は、「集積所の場所」「ごみの量(袋数)」等をごみ政策課までご連絡ください。

- ＜ごみ出しの注意点＞
- ①45リットルの透明袋に入れる。
 - ②枝木は60cm 以内に切りそろえ、直径30cm 以内に束ねる。
(枝木1本の直径は10cm 以内)
 - ③雑草の土などはできるだけ落とし、乾燥させてから出す。

※土砂と清掃ゴミは別々に回収を行います。

◆土砂上げ作業を行う際は・・

- 土砂は、必ず市で配布する麻袋に入れ、一定の場所に集積してください。
麻袋は、随時各支所(本庁管内はごみ政策課)で配布しております。
- 麻袋には土砂のみを入れて、ヒモ等で縛って出してください。土砂以外が混じる麻袋は回収できませんので、草や枝葉などが混入しないよう地域の皆様のご協力をお願いします。
- 土砂上げ作業が終了したら、住宅地図などに集積場所と麻袋の数を記載し(下記例を参照)、各支所(本庁管内はごみ政策課)へご連絡ください。
- 土砂の収集は委託業者が行います。天候により乾燥期間(4～5日程度)後に収集する場合がありますので、交通や衛生上の支障とならないよう配慮の上、集積をお願いします。
- ケガなどしないよう、安全・衛生面に配慮した服装(長靴・手袋・マスクの着用等)での作業をお願いします。



【お問い合わせ先】

「全市一斉清掃、土砂上げに関すること」

環境衛生課:573-2557

「麻袋の配布、土砂の収集、ごみの臨時収集に関すること」

ごみ政策課:525-3744